

はだか麦

2016年
12月

News Letter

中国四国農政局
愛媛県拠点

30年連続日本一 ～愛媛のはだか麦～

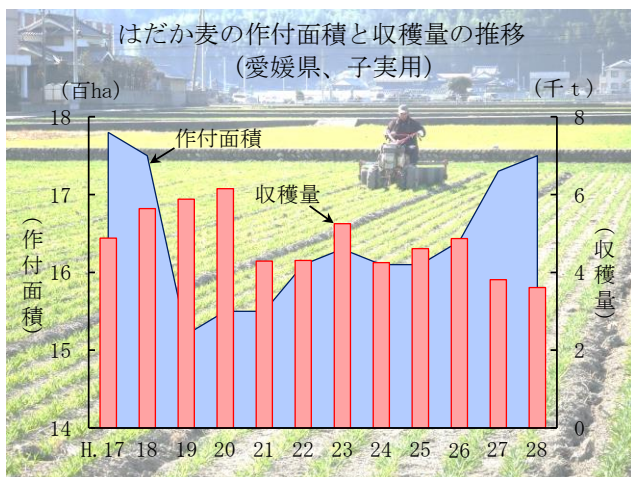
愛媛のはだか麦は、収穫量日本一を誇る特産物の一つです。現在、東・中予の平野部には緑の帯が広がり、冬の寒さに耐えて成長し、翌年5月頃には麦穂が風にそよぎます。黄金色に輝く麦畑は、見るだけで心が和む愛媛の初夏の風物詩です。

はだか麦は、大麦の一種で、脱穀すると簡単に殻が取れることから「はだか麦」と呼ばれており、主に気候の温暖な西日本で栽培され、降水量が少ない瀬戸内沿岸で取れるものが特に高品質とされています。

麦は、米飯が普及するまでは米とともに重要な主食であったため、昭和30年代前半までは、東・中予の平野部では主に稲作の裏作として、南予では主にかんしょや雑穀と結合した畑作麦として、県下全域で栽培されていました。その後、経済の高度成長期に入り、麦価の低迷と収益性の低下などから、作付面積は急激に減少し、東・中予の平野部に特定する形となっています。



刈り取りに励む生産者

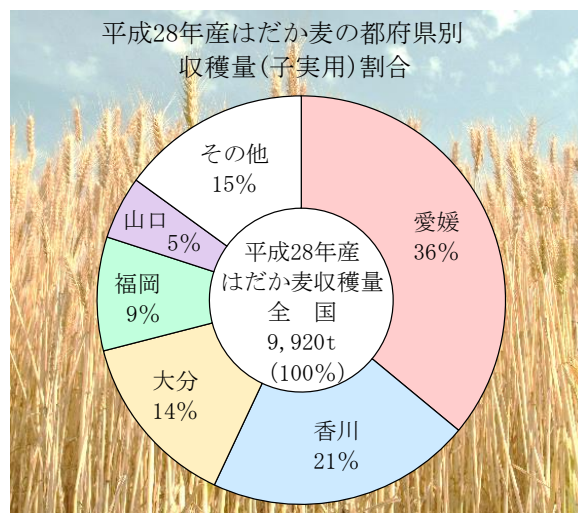


平成28年産はだか麦の愛媛県の作付面積（子実用）は1,750haで、前年産に比べて20ha増加しました。10a当たり収量は206kgで、生育期間を通じて降雨日が多かったことなどから、発芽不良や分けつの抑制、登熟不良となり、前年産に比べて14kg下回りました。収穫量は3,610tで、前年産に比べて200t減少し、近年では最少の値となっています。

しかし、平成19年産まで減少していた作付面積は、平成20年産以降は増加傾向に転じており、収穫量は全国の約4割を占め、昭和62年産以降30年連続日本一となっています。

はだか麦は昔から、押麦や麦茶、味噌など日本型食生活に欠かせない伝統的な食品に利用されており、様々な形で食べられてきました。今日では焼酎や発泡酒、落雁などの和菓子、クッキー、ケーキなどにも利用されています。

また、はだか麦の主要な成分は食物繊維で、白米の10倍以上と言われており、健康志向の高まりから、麦ごはんとしての需要も高まっています。更に、はだか麦はグルテンを含まずパンに不向きとされてきましたが、地域一丸でパン開発に乗り出す動きも見られるなど、新たな素材としての活用も期待されています。



国内で「鳥インフルエンザ」が発生しています。

消費者の皆様へ

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体※1は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化※2されると考えられること

(食品安全委員会)

※1. 受容体とは、ウイルスがヒトや動物に感染する際に最初に結合する細胞表面の分子のこと。

※2. 不活化とは、ウイルスが死滅する（感染性が失われる）こと。

食品安全委員会ホームページ <https://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>

家きん飼養者の皆様へ

鳥インフルエンザへの嚴重な警戒をお願いします。

～消毒及び野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止対策の徹底～

11月末以降、青森県、新潟県、北海道、宮崎県及び熊本県内の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しました。中国四国管内においても、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されるなど、いつ、どこで本病が発生してもおかしくない状況にあります。

家きん飼養者の皆様におかれましては、①家きん舎周辺等の消毒、②防鳥ネットなどの設置とその破損の有無の確認、③家きん舎の壁面の破損部分や屋根と壁の隙間などの小型野生動物の侵入経路の遮断について点検・確認を行い、必要に応じて修繕などを行って下さい。

また、これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行っていただき、死亡家きんが増えた、元気が消失した家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【連絡先】 東予家畜保健衛生所・・・Tel：0897-57-9122

東予家畜保健衛生所今治支所・・・Tel：0898-22-0430

中予家畜保健衛生所・・・Tel：089-984-1440

南予家畜保健衛生所・・・Tel：0894-22-0328

南予家畜保健衛生所宇和島支所・・・Tel：0895-22-1294

農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>

流通・製造事業者の皆様へ

家きんの肉及び卵の適切な告知、取引をお願いします。

我が国においては、鳥インフルエンザが発生した農場の家きんや卵は全て処分され市場に出回ることはありません。家きんの肉及び卵の取扱いについて、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、適切な告知、取引をお願いします。

編集：中国四国農政局 愛媛県拠点

〒790-8519 松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎

TEL (089)932-1177 FAX(089)932-1872 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから) <http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>